



10月1日運用開始  
インボイス制度

## 小規模事業者等への 負担軽減策を紹介します

### 納税額が売上税額の2割に軽減されます

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます！

#### ○対象になる方

免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）

#### ○対象となる期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間（個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象）

### 登録申請期限が延長されます

インボイス制度がスタートする今年10月1日から登録事業者となるためには、従来は原則として3月末までに申請することが必要でしたが、9月30日までに登録申請すれば制度開始当初から適格請求書発行事業者になることができるようになりました。

中小企業や小規模事業者が、インボイス制度対応のため、会計ソフトやパソコン、レジ等を導入される場合の補助制度がありますので、商工会にご相談ください。

### 少額取引はインボイス不要になります

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

#### ○対象になる方

2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方

#### ○対象となる期間

令和5年10月1日～令和11年9月30日

### 少額な値引き・返品は対応不要になります

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！振込手数料分を値引処理する場合も対象です！

#### ○対象になる方 すべての方

#### ○対象となる期間

適用期限はありません。

## 重要 インボイス制度に対する本商工会の対応方針についてお知らせします

本商工会も会員の皆さまなどから記帳事務や労働保険の事務などを受託し、その対価として手数料をいただいております。10月1日から運用が始まるインボイス制度の対象事業所となります。現在は、手数料等の課税売上が1千万円以下ですので消費税の免税事業者ですが、インボイスの登録事業者となった場合、消費税を納税することになります。そこで、決算の状況や各種事務を受託させていただいている事業者様の状況等を分析し、理事会においてご協議いただいた結果、「登録した場合には手数料の見直し(値上げ)が必要になること」「影響が生じると考えられる事業者は事務受託事業者の1割未満であること」「運用開始後3年間は仕入税額の80%相当を控除できる経過措置があること」などを踏まえ、次のとおり対応することとしましたのでお願いいたします。なおこの方針は、あくまでも**商工会がひとつの事業所としての判断**ですので、**個々の事業者の皆さまは、それぞれの事業の状況や取引先との関係などを踏まえて判断**してください。また、令和5年9月30日までの間に大きく状況が変わった場合には、再度理事会でご協議いただきます。

高山南商工会としては、インボイス制度導入当初(R5.10.1)から適格請求書発行事業者となるための登録申請は見送ることとし、インボイス発行事業者以外からの仕入税額が80%控除される経過措置期間が終了する令和8年9月30日までの間に登録の必要性を検討する。

このことにより、本会に記帳や労働保険の事務を委託されている事業者の皆さまの中で、適格請求書発行事業者として登録され、本則課税を選択される事業所の皆さまには、本会に納入していただく手数料の一部(手数料の額の2割相当)が課税仕入として控除できなくなります。ご負担をおかけしますが何卒よろしくお願いいたします。

# 商工会トピックス



飛騨地区商工会協議会 新春セミナー



飛騨2市1村内の5つの商工会で組織する飛騨地区商工会協議会主催の新春セミナーが1月27日(金)に開催され、役員と職員が出席しました。講師には、飛騨信用組合で「さるぼぼコイン」の普及に尽力され、現在、慶応大学特任准教授としてご活躍中の古里圭史氏をお迎えし「デジタル技術が拓げる『これから』の社会と地域の可能性」と題した講演を拝聴しました。

## 女性部 新春講演会を開催

1月15日(日)に商工会女性部の皆さんが新春講演会を開催されました。久々野町で白ワイン用のブドウを栽培しながら、飛騨初のワイナリー設立に取り組んでおられる、㈱飛騨高山ワイン工房の石上寛さんを講師にお迎えし、ワイン造りに挑戦することになったきっかけや、今日に至るまでの日々についてお話をいただきました。

講演会終了後は、講師を囲み和気あいあいの中で、新春を祝いました。



## 高山南商工会建設部会・工業部会合同 地元市議会議員との意見交換会開催

地域経済の活性化に向けて会員の皆さまの声が市政に反映されるよう、本会建設部会と工業部会では合同で地元選出の市議会議員との意見交換会を開催します。終了後は懇談会も予定しておりますので、ぜひご参加ください。

日時 令和5年2月25日(土) 17:00～

会場 割烹 みぞわき (朝日町万石)

会費 5,000円 (当日徴収)

※懇談会に出席されない場合は無料

※久々野・高根地区は送迎バスあり

定員 20名 部会員を優先させていただきます。

申込 2月15日までに商工会へ

### 新型コロナウイルス感染症

### 「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」

令和4年12月23日～令和5年2月12日

- 適切なマスク着用、手指衛生、密回避、こまめな換気などの基本的な感染防止対策の徹底
- ワクチン接種
- 大人数での会食の回避、マスク会食の徹底 等

### 確定申告の準備はお済みですか!!

申告  
期限

所得税 令和5年3月15日(水)

消費税 令和5年3月31日(金)

## 税理士による個別相談日

会場	所得税		消費税	
虹流館<<の	2月28日(火)	9:00～12:00	3月23日(木)	9:00～12:00
	3月7日(火)	9:00～12:00		
商工会朝日支所	2月27日(月)	9:00～16:00	3月7日(火)	9:00～16:00
	3月7日(火)	9:00～16:00		

※新型コロナウイルス感染症対策のため、**完全事前予約制**です。お早めにお申し込みください。

※お問い合わせは、随時お受けいたしますので、お気軽にご連絡ください。

高山南商工会

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>